犯罪被害者等への支援に向けて検討中の施策

1 相談、情報等の提供

犯罪被害者等が再び安心して生活を送ることができるよう、各種の相談や、支援に関する情報の提供を行います。

犯罪被害者等の声

- ・事件発生直後、どうしたらいいかわからない。
- ・事件で受けたケガなどの治療が必要
- ・同じような経験をした人はどうしているのか。

2 日常生活の支援

犯罪被害により、家事や外出が困難になるとともに、自発的に支援を求めることが困難な犯罪被害者等に対し、社会福祉資源を活用した相談支援体制を構築します。また心身の回復に必要なカウンセリング費用を助成します。

犯罪被害により 日常生活に 支障が発生



生活状況の聞取り 支援計画の策定 サービス利用開始



心身が回復 サービスを停止

犯罪被害者等の声

- ・人目が気になって外出できない。
- ・事件のショックでこどもが不登校になった。
- ・何年たっても事件の記憶が蘇り、精神的苦痛が激しい。

3 居住の安定

犯罪被害に伴い、従来の住居に継続して居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、緊急避難のための一時的な住居の確保に向けた支援を行います。

犯罪被害者等の声

・自宅や近所で被害を受けたので転居したい。

4 市民等の理解の増進

犯罪被害者等が置かれる状況や支援の必要性に対する理解が広まるよう、研修会の開催やホームページの活用等により、啓発活動を行います。

犯罪被害者等の声

- ・同じような経験をした人はどうしているのか。
- ・警察署や検察庁に何度も出向き、話すことが苦痛

5 財政上の措置

被害の状況に応じ、見舞金を支給するとともに、補助制度がない裁判にかかる費用について助成します。

犯罪被害者等の声

- ・日常生活を送るのが困難、経済的補償を受けたい。
- ・仕事が手につかず、会社を休みたいが休めない。

6 県制度との比較

支援内容	長野県	松本市(案)
○相談、情報等の提供	・窓口の設置、関係機関の紹介	・窓口の設置、関係機関の紹介
○日常生活の支援	・相談、具体的支援等 生活全般の総合相談 【まいさぽ】 ・カウンセリング費用の助成 初診から3年【県警察】	・相談、具体的支援等 福祉サービス専門相談員による日常生活 支援計画策定 ・カウンセリング費用の助成 一定金額を助成 (5千円/月)
○居住の安定	・公営住宅の活用等 県営住宅への優先入居	・公営住宅の活用等 市営住宅への入居相談
○経済的負担の軽減	・見舞金の給付 死亡遺族 60万円 重度障害、傷病 30万円・裁判費用の給付 なし	 ・見舞金の給付 死亡遺族 一定金額 (30万円) 重度障害、傷病 一定金額 (10万円) ・裁判費用の給付 一定金額を助成 (10万円)
○安全の確保	・一時保護等 シェルター等への避難	・一時保護等なし
○雇用の安定	・労働問題相談対応 専門相談員による相談対応	・労働問題相談対応 なし

()内は他市町村制度の参考金額

7 関係機関からの意見聴取

(1) 松本警察署

- ・どこに暮らしていても安心が保障されることが望ましい。
- ・県条例でカバーしきれない部分を補ってほしい。
- (2) 犯罪被害者支援センター
 - ・条例を制定する自治体が増えることで、犯罪被害者等支援の必要性に対する 認知が高まる。
 - ・市町村とも連携した取組みを展開したい。
- (3) 信州大学経法学部
 - ・医療へのつなぎや雇用の継続といった視点が必要
 - ・損害賠償請求や人材育成に関する記述があってもよい。
- (4) 長野県弁護士会
 - ・被害者の方に寄せていくような条例であってほしい。
 - ・早期に弁護士に相談できる仕組みが必要
 - ・弁護士と行政職員が互いの強みを活かせるような相談体制があるとよい。